

## 指定居宅介護支援事業所／むげんケアプラン世田谷 居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」といいます。)とmugen株式会社(以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して「指定居宅介護支援事業所 むげんケアプラン世田谷」で行う指定居宅介護支援について、次のとおり契約します。

### 第1条(契約の目的)

事業者は利用者の委託を受けて、利用者に対して介護保険法令の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

### 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条(介護支援専門員)

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

### 第4条(居宅サービス計画作成の支援)

事業者は、介護支援専門員に次の各号に定める事項を担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。
- (2) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切にサービスが選択できるよう、地域の指定居宅サービス事業者等のサービスの内容を利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択に努めます。この場合、利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事、当該居宅サービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事が可能です。

また、以下について利用者にも説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表します。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
  - ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合
- (3) 居宅サービス計画の作成に当たり、利用者及びその家族の意向等を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活がで

きるよう課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。

- (4) 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、提供されるサービスの目標並びにその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成し、サービス担当者会議もしくは事業者への照会を行います。
- (5) 居宅サービス計画の原案にある指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否か、また内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合、居宅サービス計画の写しを利用者に交付します。
- (6) 入退院時の医療と介護の連携を図るために、利用者が入院する時は、担当介護支援専門員の氏名等を利用者・家族から入院先医療機関に伝えるようにお知らせします。
- (7) 平時からの医療機関との連携を図るために、利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治医の意見を求めるが、この意見を求めた主治医に対して居宅サービス計画書を交付します。

#### **第5条(実施状況の把握・再評価)**

事業者は、居宅サービス計画作成後、その実施状況の把握のため利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り次のとおり行います。

- (1) 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。
- (2) 少なくとも一月に一回、実施状況把握の結果を記録します
- (3) 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応を行います。
- (4) 平時からの医療機関との連携を図るために、訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、実施状況の把握等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治医等に必要な情報伝達を行います。

#### **第6条(施設入所への支援)**

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者介護保険施設の紹介その他の支援をします。

#### **第7条(居宅サービス計画の変更)**

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### **第8条(給付管理)**

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東

京都国民健康保険団体連合会に提出します。

### **第9条(要介護認定等の申請に係る援助)**

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請並びに要介護認定申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行います。

### **第10条(サービスの提供の記録)**

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。この場合、交付に要する実費を利用者に請求します。
- 3 事業者は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

### **第11条(料金)**

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は[契約書別紙]のとおりです。

### **第12条(契約の終了)**

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 2 事業者は、次の事由に該当した場合は、この契約を解除することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
  - (1) やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1カ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知したとき。
  - (2) 利用者又はその家族が事業者又は担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行いその状況の改善が見込めないとき。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - (1) 利用者の要介護区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合
  - (2) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
  - (3) 利用者が死亡した場合

### **第13条(秘密保持)**

- 1 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者及び利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

#### **第14条(事故発生時の対応と賠償責任)**

- 1 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに世田谷区、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めにきずべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

#### **第15条(身分証携行義務)**

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

#### **第16条(相談・苦情対応)**

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した指定居宅介護支援等又は自ら居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

#### **第17条(善管注意義務)**

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### **第18条(本契約に定めがない事項)**

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、また介護保険法令その他諸法令に定めがないときは、双方誠意を持って協議のうえ定めます。

#### **第19条(裁判管轄)**

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> mugen株式会社  
<所在地> 東京都渋谷区恵比寿西2丁目8番4号 EX 恵比寿西ビル5階  
<代表者名> 代表取締役社長 小崎 和雄 印  
  
<サービス提供事業所> むげんケアプラン世田谷  
<所在地> 東京都世田谷区瀬田4-9-1-202

利用者

<住所>  
<氏名> 印

代理人

<住所>  
<氏名> 印

## 指定居宅介護支援事業所／むげんケアプラン世田谷

### [契約書別紙]

#### 1 担当介護支援専門員

氏 名 \_\_\_\_\_ 連絡先 050-1809-3326

#### 2 料 金

##### (1) 居宅介護支援費Ⅰ 1カ月あたり

居宅介護支援費 i (40 件未満または 40 件以上の場合の 40 件未満の部分)

要介護1・2	1,086 単位
要介護3・4・5	1,411 単位

居宅介護支援費 ii (40 件以上の場合の 40 件以上 60 件未満の部分)

要介護1・2	544 単位
要介護3・4・5	704 単位

居宅介護支援費 iii (40 件以上の場合の 60 件以上の部分)

要介護1・2	326 単位
要介護3・4・5	422 単位

##### (2) 居宅介護支援費Ⅱ 【一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む)の活用又は事務職員の配置を行っている事業所】 1カ月あたり

居宅介護支援費 i (45 件未満または 45 件以上の場合の 45 件未満の部分)

要介護1・2	1,086 単位
要介護3・4・5	1,411 単位

居宅介護支援費 ii (45 件以上の場合の 45 件以上 60 件未満の部分)

要介護1・2	527 単位
要介護3・4・5	683 単位

居宅介護支援費 iii (45 件以上の場合の 60 件以上の部分)

要介護1・2	316 単位
要介護3・4・5	410 単位

##### (3) 加算

初回加算	300 単位	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位	通院時情報連携加算	50 単位

特定事業所加算(A)	114 単位	特定事業所医療介護連携 加算	125 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	緊急時カンファレンス加算	200 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	ターミナルケアマネジメント 加算	400 単位

(4) 減算

運営基準減算	所定単位数の 100 分の 50
運営基準減算(上記 2 か月以上継続)	所定単位数は算定しない
特定事業所集中減算	-200 単位
業務改善計画未策定 減算	所定単位数(×1/100)
同一建物減算	所定単位数(×95/100)
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数(×1/100)

※介護保険適用時の上記(1)、(2)の自己負担はございません。

ただし、利用者の保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日世田谷区の窓口へ提出しますと、差額等の払い出しを受けることができます。

### 3 相談、要望、苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

(サービス相談窓口責任者)

担 当：小崎 和雄

電話番号：050-1809-3326

受付時間：月～金曜日 9:00～17:00

事 業 者

<事業者名> mugen株式会社  
<所在地> 東京都東京都渋谷区恵比寿西2丁目8番4号 EX 恵比寿西ビル5階  
<代表者名> 代表取締役社長 小崎 和雄 印  
<サービス提供事業所>むげんケアプラン世田谷  
<所在地> 東京都世田谷区瀬田4-9-1-202

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 <利用者氏名> \_\_\_\_\_ 印

<代理人氏名> \_\_\_\_\_ 印

**指定居宅介護支援事業所／むげんケアプラン世田谷  
居宅介護支援重要事項説明書**

**1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口**

電 話 050-1809-3326 (月～金9:00～17:00)

F A X 050-3537-1522

担 当

※ 12月30日から1月3日を含む営業日営業時間以外は転送電話にて対応いたします。

**2 事業所の概要**

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	むげんケアプラン世田谷
所在地	東京都世田谷区瀬田4-9-1-202
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1371217165)
サービスを提供する地域	世田谷区

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤
管理者	1名(兼務)	
主任介護支援専門員	1名	
介護支援専門員		

(3) 営業日時間

月～金(祝日・年末年始は除く)	午前9時～午後5時
-----------------	-----------

**3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容**

居宅サービス計画の作成の申し込みあった場合は、要介護認定結果に基づいて、家庭訪問等を行い、サービス計画を提案します。

提案したサービス内容でご了解が得られた場合には、それぞれのサービス提供事業者を紹介し、サービス利用ができるように連絡調整をいたします。

**4 利用料金**

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1か月に

つき次の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。  
このサービス提供証明書を後日世田谷区の窓口に提出しますと、払戻等を受けられます。

(ア) 居宅介護支援費Ⅰ 1カ月あたり

居宅介護支援費 i (40 件未満または 40 件以上の場合の 40 件未満の部分)

要介護1・2	1,086 単位
要介護3・4・5	1411 単位

居宅介護支援費 ii (40 件以上の場合の 40 件以上 60 件未満の部分)

要介護1・2	544 単位
要介護3・4・5	704 単位

居宅介護支援費 iii (40 件以上の場合の 60 件以上の部分)

要介護1・2	326 単位
要介護3・4・5	422 単位

(イ) 居宅介護支援費Ⅱ 【一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む)の活用又は事務職員の配置を行っている事業所】 1カ月あたり

居宅介護支援費 i (45 件未満または 45 件以上の場合の 45 件未満の部分)

要介護1・2	1,086 単位
要介護3・4・5	1,411 単位

居宅介護支援費 ii (45 件以上の場合の 45 件以上 60 件未満の部分)

要介護1・2	527 単位
要介護3・4・5	683 単位

居宅介護支援費 iii (45 件以上の場合の 60 件以上の部分)

要介護1・2	316 単位
要介護3・4・5	410 単位

(ウ) 加算

初回加算	300 単位	退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位	退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位
特定事業所加算(A)	114 単位	通院時情報連携加算	50 単位
		特定事業所医療介護連携	

		加算	125 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	緊急時カンファレンス加算	200 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	ターミナルケアマネジメント 加算	400 単位

(エ) 減算

運営基準減算	所定単位数の 100 分の 50
運営基準減算(上記 2 か月以上継続)	所定単位数は算定しない
特定事業所集中減算	-200 単位
業務改善計画未策定 減算	所定単位数(×1/100)
同一建物減算	所定単位数(×95/100)
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数(×1/100)

(2) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① ご利用様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに地域の他の居宅支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。

※ご利用者が介護保険施設等に入所した場合

※介護保険給付でサービスをご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援と認定された場合

※ご利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

ご利用者やご家族などが当法人及び当事業所の介護支援専門員に対して、本契約

を継続し難いほど背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に行われるように努めます。
- ② 事業の運営にあたっては、世田谷区、他の介護支援事業者、医療機関、介護保険施設等との連携に努めます。

### (2) 居宅介護支援の実施方針等

- ① 居宅サービス計画の作成にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者及びその家族に対し提供し利用者がサービスの選択及び自己決定ができるよう努めます。
- ② 居宅サービス計画作成後においても、サービス実施状況の継続的な把握・評価を行います。

### (3) その他

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はお申し出ください。
調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン 包括的自立支援プログラム等
介護支援専門員への研修	有	東京都現任研修、虐待防止、感染症予防 等
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、ご利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	

## 7 虐待防止対策

(1) 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための指針を設けます。
- ② 虐待の防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置します。
- ③ 虐待防止委員会の委員長を、当事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とします。
- ④ 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行います。

- ⑤ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定します。
- 2 サービス提供中に、当該事業従事者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを世田谷区に通報します。

## 8 事業継続計画

業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

## 9 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

## 10 サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

※ 当事業所相談窓口 電話 050-1809-3326 FAX 050-3537-1522

※ 当法人の相談窓口 mugen 株式会社

「苦情解決委員会」

電話 050-1809-3326 FAX 050-3537-1522

上記以外に、世田谷区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

玉川総合支所保健福祉課地域支援	電話	03-3702-1894
世田谷総合支所保健福祉課	電話	03-5432-2850
北沢総合支所保健福祉課	電話	03-6804-8701
砧総合支所保健福祉課	電話	03-3482-8193
烏山総合支所保健福祉課	電話	03-3326-6136

東京都国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口にも苦情を伝えることができます。

電話 03-6238-0177

## 11 当法人の概要

名称・法人種別	mugen株式会社
代表者	代表取締役社長 小崎 和雄
所在地	東京都東京都渋谷区恵比寿西2丁目8番4号 EX 恵比寿西ビル5階
電話番号	050-1809-3326(代表)
各事業	居宅介護支援事業所 1カ所

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書について重要な事項を説明しました。

### 事業者

<事業者名>	mugen株式会社
<所在地>	東京都東京都渋谷区恵比寿西2丁目8番4号 EX 恵比寿西ビル5階
<代表者>	代表取締役社長 小崎 和雄 印
<説明者>	むげんケアプラン世田谷

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、受領しました。

### 利用者

<住所>	
<氏名>	印

### 代理人

<住所>	
<氏名>	印